



市税等の納付には口座振替がおすすめです

関収納課

口座振替は納付書や領収書を管理する必要がなく、納期限の日に自動的に口座振替されるため、納め忘れを防ぐことができます。固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・都民税の平成31年度第1期から口座振替を希望されるかたは、**3月15日(金)までにお申し込みください。**

対象となる税金・料金と受付場所

税目等	受付場所
固定資産税・都市計画税 軽自動車税 市・都民税(普通徴収分) 国民健康保険税(普通徴収分)	収納課(本庁舎2階)
後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	保険年金課(本庁舎1階)
介護保険料(普通徴収分)	介護保険課(いきいきプラザ1階)

申込方法は次の3通りがあります

- ①申請書(はがきタイプ)を市役所に送付**
収納課又は地域サービス窓口で配布する申請書をご利用ください。自宅への郵送を希望されるかたはお問い合わせください。
- ②申請書(複写式)を市内金融機関窓口へ提出**
届出印・通帳・納税通知書を持参し、市内金融機関窓口で手続きを行ってください。
- ③市役所窓口でペイジー口座振替受付サービスを利用**
キャッシュカードのみで登録ができるようになりました。キャッシュカードで登録できる金融機関等は以下のとおりです。※一部利用できないカードがあります。

利用可能な金融機関

みずほ銀行	きらぼし銀行	三菱UFJ銀行
飯能信用金庫	三井住友銀行	西武信用金庫
りそな銀行	青梅信用金庫	埼玉りそな銀行
多摩信用金庫	武蔵野銀行	ゆうちょ銀行

持ち物

- ▶左記の利用可能な金融機関のキャッシュカード
 - ▶キャッシュカードの暗証番号
- ※納税通知書をお持ちいただけると手続きがよりスムーズになります。

乳幼児健康診査

健診名	対象生年月日	日程	受付時間
3~4か月児健康診査	平成30年11月21日~12月10日	3月20日(水)	午後0時30分
1歳6か月児健康診査	29年8月12日~8月31日	3月15日(金)	
3歳児健康診査	28年2月1日~2月20日	3月13日(水)	午後0時20分

場いきいきプラザ2階
※対象者にはすでに通知しました。通知のないかたはお問い合わせください。

平日版ハローベビークラス(母親学級)

プログラム	内容	日時	講師
栄養ばっちり&交流編	・妊婦さん同士の交流 ・先輩ママとの交流 ・妊娠中の食生活について(試食あり)	2月21日(水) 午後1時30分~3時30分(15分前から受付開始)	先輩ママ 管理栄養士 保健師
《特別編》いい歯でニコニコ&育児の練習編	・歯科医師より、母と子の歯の健康を学ぶ ・妊娠中のからだの気持ちの変化を知る ・沐浴実習	3月8日(金)	歯科医師 歯科衛生士 保健師
出産準備編	・お産の進み方 ・呼吸法 ・妊婦体操	3月19日(火)	助産師 保健師

人開催日に妊娠16~32週の安定期のかた
場いきいきプラザ2階(3月19日はいきいきプラザ1階運動指導室)
持母子健康手帳、「妊娠・出産・子育てガイド」の冊子
※2月21日はお箸・マタニティ食事レッスンの冊子(母子健康手帳交付時に配布)、3月8日は歯ブラシ・コップ・手鏡、3月19日は動きやすい服装で
申不要、直接会場へ(1回のみ参加可)

土曜日版ハローベビークラス(両親学級)

日3月16日(土)午前9時30分~正午(15分前から受付開始) 場いきいきプラザ2階
人開催日に妊娠16~32週の安定期のかたとパートナー、先着20組
内お産の進み方等の助産師の話、沐浴実習、妊婦体験等 講助産師、保健師
持母子健康手帳、「妊娠・出産・子育てガイド」の冊子
申2月18日(月)~3月8日(必着)(下段申込方法参照)
特記事項2人の氏名(ふりがな)・出産予定日・出産回数(初産/経産)

幼児学級(栄養編)

日3月19日(火)午前10時30分~11時45分(15分前から受付開始) 場いきいきプラザ2階
人開催日に1歳2か月~1歳9か月未満のお子さんと保護者、先着15組
内幼児期の食生活の話(お子さん向け試食あり) 講管理栄養士、保健師
持母子健康手帳、お手ふき、エプロン
申2月25日(月)~3月8日(必着)(下段申込方法参照)
特記事項お子さんの生年月日・アレルギーの有無(食品名)

申込方法教室名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号と特記事項を明記し、電子申請、往復はがき又は直接子育て支援課(いきいきプラザ3階)へ

関子育て支援課

市公認Instagram「@tanoshi_murayama」開設

関秘書広報課

市との協定に基づき、株式会社Limが運営するInstagramアカウントです。市からの情報提供と、株式会社Limの独自取材で、「四季折々の東村山市」「インスタ映えスポット」「東村山の美味しいグルメ」等の情報をお届けします。Instagramを利用している皆さんは、#tanoshi_murayamaのハッシュタグを付けて投稿して東村山を盛り上げましょう。
▶URL
https://www.instagram.com/tanoshi_murayama/



コラム

消費生活センター

標準引越運送約款が改正されました

相談受付 午前9時~正午
午後1時~4時
電話 395-8383(直通)

3月中旬から4月にかけては引越しの多いシーズンです。平成30年6月1日から、消費者ニーズの多様化やドライバー・作業員不足等に対応するため改正された「標準引越運送約款」が施行されました。ただし、ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越事業者があらかじめ告知した場合は適用されません。

解約・延期手数料の変更

引越前日の解約・延期の場合、今までは見積書に記載した運賃の10%以内だった手数料が30%以内に、当日の場合は20%以内だった手数料が50%以内に、前々日(2日前)の場合は手数料を支払う必要はありません。

せんでしたが、20%以内と改正されました。

また、これとは別にすでに実施又は着手した付帯サービス(見積書に明記されたものに限る)に要した費用は別途請求されます。

上手な引越しをするためには

- 数社から見積もりを取り、検討する。
- 見積もりの際に、自分の荷物がどの程度あるのかなど細かく説明する。
- 契約書をよく読み、疑問点はすぐ業者に問い合わせる。
- 都合が悪くなったら早めに業者に連絡する。

利用する際は見積もり時に提示される「標準引越運送約款」を受け取り、必ず内容を確認するようにしましょう。